

# 自家用電気工作物の保安管理業務委託一式仕様書

## (目的)

電気事業法第39条並びに国立療養所星塚敬愛園電気工作物保安規程第15条に基づく自家用電気工作物の定期点検等業務の一部を外部委託し、保安管理を適正に行い電気事故等を未然に防止することを目的とする。

## 1 保安管理対象区域

国立療養所星塚敬愛園の園内全域

## 2 保安管理業務の履行期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

## 3 保安管理業務内容

(1)月次点検	主として施設の運転中に行う点検、測定及び試験
(2)年次点検	
年次点検 B	主として施設の運転を停止して行う精密な点検、測定及び試験 この場合、原則として月次点検も併せて行うものとする。
(3)臨時点検	異常が発生した場合等、必要に応じて行う点検、測定及び試験
(4)工事期間中の点検	設置又は変更の工事期間中において、工事期間中でなければ 点検できない箇所を重点的に行う点検
(5)竣工検査	設置又は変更の工事が完了した場合において、関係法令等に基づき 施工されているか確認する精密な点検、測定及び試験

## 4 現場における安全管理

保安管理業務の実施にあたっては、次の事項を遵守すること。

- ①入所者、来園者、職員等に危害が生じないよう十分に注意を払い作業を進めること。
- ②建物、設備、および植栽等を損傷しないように十分配慮して実施すること。
- ③保安管理業務委託業者は、災害の外、入所者、来園者、職員等に損害を与える事故等が発生した場合には、応急措置を講ずると共に、直ちに担当職員に通報し、その後、事故報告書を提出するものとする。
- ④保安管理業務委託業者の責による損害賠償等については、請負業者の責任と負担において誠意をもって対応するものとする。

## 5 点検報告書の提出

保安管理業務委託業者は、作業終了後に点検結果報告書及び業務完了報告書(別紙様式)を提出し、確認を受けるものとする。